

半 期 報 告 書

(第7期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社
セブン銀行

(501103)

第7期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社

セブン銀行

目 次

	頁
第7期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	19
3 【対処すべき課題】	19
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【主要な設備の状況】	20
2 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
【中間財務諸表等】	25
第6 【提出会社の参考情報】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51
中間監査報告書	巻末
確認書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月26日

【中間会計期間】 第7期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安齋 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益 (百万円)	—	—	41,139	64,612	75,427
経常利益 (百万円)	—	—	11,755	19,409	25,021
中間純利益 (百万円)	—	—	6,226	—	—
当期純利益 (百万円)	—	—	—	10,590	12,667
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	—	—	30,500	61,000	30,500
発行済株式総数 (千株)	—	—	1,220	1,220	1,220
純資産額 (百万円)	—	—	74,285	67,080	73,849
総資産額 (百万円)	—	—	565,065	361,338	532,757
預金残高 (百万円)	—	—	211,745	181,770	187,836
貸出金残高 (百万円)	—	—	—	—	—
有価証券残高 (百万円)	—	—	64,787	53,571	78,338
1株当たり純資産額 (円)	—	—	63,674.56	54,984.18	63,317.15
1株当たり中間純利益 (円)	—	—	5,337.94	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	8,680.89	10,736.56
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	5,000
自己資本比率 (%)	—	—	13.15	—	13.86
単体自己資本比率 (国内基準) (%)	—	—	36.52	233.49	37.94
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	14,768	47,212	39,750
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△5,777	△34,892	△32,215

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△5,792	—	△5,895
現金及び現金同等物 の中間期末残高 (百万円)	—	—	257,955	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	—	253,117	254,757
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕 (人)	— —	— —	274 〔243〕	211 〔228〕	258 〔201〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、第5期中間会計期間及び第6期中間会計期間の記載はしておりません。
3. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年度中間会計期間から改正されておりますが、繰延ヘッジ損益が存在しないため、これによる影響はありません。
7. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
8. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
9. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年3月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	274 [243]
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります(役員、嘱託社員、派遣スタッフ及びパート社員を除きます)。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に1日8時間、月間163時間換算による月平均人員を外書きで記載しております。
3 当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

当半期報告書は、最初に提出するものであるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

① A T M事業の状況

新たに、ブラジル銀行（平成19年4月）、紀陽銀行、秋田銀行、豊和銀行（ともに同年7月）、福邦銀行（同年8月）、ウリィ銀行、住信SBIネット銀行、大分銀行（ともに同年9月）やその他金融機関と提携し、提携先は平成19年9月末現在、合計で554社〔注〕となりました。

これら提携先拡大に伴い、A T Mを新たに和歌山県、秋田県（ともに同年7月）、大分県（同年9月）で展開しました。これにより、セブン-イレブン、イトーヨーカドー出店全地域へのA T M展開が完了しました。平成19年9月末現在でのA T M設置地域は、東京都、静岡県、埼玉県、大阪府、兵庫県、神奈川県、千葉県、栃木県、愛知県、京都府、長野県、滋賀県、福岡県、茨城県、広島県、福島県、新潟県、熊本県、山形県、北海道、山口県、群馬県、長崎県、岡山県、宮崎県、山梨県、岐阜県、佐賀県、三重県、宮城県、奈良県、岩手県、青森県、和歌山県、秋田県、大分県（設置順）の36都道府県となっています。また、平成19年6月よりA T M運営管理一括受託を開始した野村證券の営業所には、同年9月末現在で173台のA T Mを設置、さらに同年7月の海外発行カード対応サービス開始に併せ、成田国際空港（4台）や東京国際空港（羽田）（2台）にもA T Mを設置しました。

このような展開地域の拡大や既展開地域におけるA T Mの設置密度の向上により、A T M設置台数は、平成19年9月末現在で合計12,548台となり、同年3月末の合計12,088台から460台増加しました。

〔注〕 J Aバンク、J Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれを1つとしています。

② A T Mの利用状況

従来の当社キャッシュカードによる引出し、預入れ、振込及び残高照会や各提携金融機関のキャッシュカード等での引出しや残高照会等のほか、平成19年7月より海外で発行されたキャッシュカード、クレジットカードによる日本円の引出しや残高照会を全てのA T Mで開始しました。当該サービスについては、政府が推進するビジット・ジャパン・キャンペーン（Yokoso! Japanキャンペーン「外国人旅行者訪日促進戦略」）と連携・連動し、告知に努めております。また、当社A T MでのI Cカード処理に対応した金融機関は、平成19年9月末現在、セブン銀行を含む43行5業態に拡大しました。当中間会計期間におけるA T M期間総利用件数は244百万件、1日1台当たり期間平均利用件数は109.3件となりました。

③ 金融サービス事業の状況

平成19年9月末現在の口座数は539千口座、預金残高（除く譲渡性預金）は211,745百万円となっています。このうち個人のお客さまの口座数は519千口座（前事業年度末比53千口座増）、預金残高（個人向けの普通預金と定期預金の合計残高）は81,627百万円（同9,455百万円増）となり、口座数、残高とも着実に増加しています。

アンテナショップとしてイトーヨーカドー内に開設している有人店舗「みんなの銀行窓口。」は、

平成19年9月末現在5店舗（蘇我、八千代、川口、葛西、亀有）となっています。

④ 経営成績

A T Mの利用件数が堅調に推移したものの、減価償却費をはじめとする経常費用も増加したことから、当中間会計期間の経営成績は、経常収益が41,139百万円、経常利益が11,755百万円、中間純利益が6,226百万円となりました。

A T M設置状況：36都道府県（1都1道2府32県）

（平成19年9月30日現在）

地 域	設置開始日	台 数
北海道	平成16年5月17日	840台
青森県	平成19年3月19日	4台
岩手県	平成18年10月10日	17台
宮城県	平成18年3月1日	322台
秋田県	平成19年7月23日	2台
山形県	平成16年4月19日	128台
福島県	平成15年10月20日	387台
茨城県	平成15年7月23日	505台
栃木県	平成14年5月20日	350台
群馬県	平成16年7月28日	345台
埼玉県	平成13年6月18日	900台
千葉県	平成14年2月18日	816台
東京都	平成13年5月15日	1,705台
神奈川県	平成14年1月21日	941台
新潟県	平成16年3月1日	347台
山梨県	平成17年8月1日	160台
長野県	平成15年2月18日	354台
岐阜県	平成17年11月18日	55台
静岡県	平成13年6月1日	528台
愛知県	平成14年12月4日	483台
三重県	平成18年2月16日	12台
滋賀県	平成15年2月24日	152台
京都府	平成14年12月16日	170台
大阪府	平成13年7月23日	539台
兵庫県	平成13年7月27日	369台
奈良県	平成18年10月2日	58台
和歌山県	平成19年7月23日	40台
岡山県	平成16年12月6日	188台
広島県	平成15年9月22日	380台
山口県	平成16年7月9日	219台
福岡県	平成15年3月24日	681台
佐賀県	平成17年11月24日	132台
長崎県	平成16年10月26日	70台
熊本県	平成16年3月22日	190台
大分県	平成19年9月27日	32台
宮崎県	平成17年4月4日	127台
合 計		12,548台

提携金融機関数（社）

銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	J Aバンク	J Fマリン バンク	公社	証券	生命保険 会社	その他金融機関 (クレジットカード 会社等)	合計
86	263	124	13	1※	1※	1	8	8	49	554

※ J Aバンク・J Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれを1つとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末比3,197百万円増加し、257,955百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、14,768百万円となりました。これは、主に税引前中間純利益10,525百万円、預金の増加額23,909百万円及びコールローンの減少額6,600百万円等の増加要因が、ATM未決済資金の増加額29,830百万円、法人税等の支払額7,641百万円等の減少要因を上回ったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△5,777百万円となりました。これは、有価証券の償還による収入237,500百万円がある一方で、有価証券の取得による支出232,146百万円及び固定資産の一部をリースから購入に切り替えたことによる有形固定資産の取得による支出7,330百万円等があったためです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△5,792百万円となりました。これは主に配当金の支払5,831百万円によるものです。

(3) 国内業務部門収支

当中間会計期間の資金運用収支は△863百万円、役務取引等収支は36,358百万円、その他業務収支は△12百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	△863
うち資金運用収益	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	493
うち資金調達費用	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	1,357
役務取引等収支	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	36,358
うち役務取引等収益	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	40,416
うち役務取引等費用	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	4,057
その他業務収支	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	△12
うちその他業務収益	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	53
うちその他業務費用	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	65

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

(4) 国内業務部門資金運用／調達状況

当中間会計期間の資金運用勘定平均残高は、有価証券85,613百万円、コールローン77,323百万円及び預け金16,514百万円の合計として179,452百万円となりました。資金運用勘定利息は、有価証券利息254百万円及びコールローン利息222百万円等により493百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは0.54%となりました。

当中間会計期間の資金調達勘定平均残高は、預金179,431百万円、譲渡性預金89,840百万円、コールマネー3,362百万円、借入金66,827百万円及び社債75,000百万円により414,460百万円となりました。資金調達勘定利息は預金利息203百万円、譲渡性預金利息276百万円、借入金利息337百万円及び社債利息530百万円等により1,357百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.65%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	179,452	493	0.54
うち有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	85,613	254	0.59
うちコールローン	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	77,323	222	0.57
うち預け金 (除く無利息分)	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	16,514	16	0.20
資金調達勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	414,460	1,357	0.65
うち預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	179,431	203	0.22
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	89,840	276	0.61
うちコールマネー	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	3,362	9	0.55
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	66,827	337	1.00
うち社債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	75,000	530	1.40

(注) 国際業務部門の資金運用勘定・資金調達勘定はありません。

(5) 国内業務部門役務取引の状況

当中間会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務39,552百万円及び為替業務223百万円等により合計で40,416百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて4,057百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	40,416
うち預金業務	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	21
うち為替業務	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	223
うちA T M関連業務	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	39,552
役務取引等費用	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	4,057
うち為替業務	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	93
うちA T M関連業務	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	3,948

(注) 国際業務部門の収支はありません。

(6) 国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	金額（百万円）
預金合計	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	211,745
うち流動性預金	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	186,152
うち定期性預金	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	25,108
うちその他	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	485
譲渡性預金	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	93,880
総合計	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	305,625

(注) 1. 国際業務部門の預金中間会計期間末残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

(7) 国内業務部門貸出金残高の状況

該当ありません。

(8) 国内業務部門有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	64,493
地方債	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	—
短期社債	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	—
社債	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	—
株式	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	294
その他の証券	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	—
合計	前中間会計期間	—
	当中間会計期間	64,787

（注） 国際業務部門の有価証券中間会計期間末残高はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	—	35,482	—
経費 (除く臨時処理分)	—	23,821	—
人件費	—	1,696	—
物件費	—	20,511	—
税金	—	1,614	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	—	11,661	—
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	—	11,661	—
一般貸倒引当金繰入額	—	5	—
業務純益	—	11,655	—
うち債券関係損益	—	△64	—
臨時損益	—	99	—
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	—	△3	—
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	△3	—
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	—	96	—
経常利益	—	11,755	—
特別損益	—	△1,230	—
うち固定資産処分損益	—	△62	—
税引前中間純利益	—	10,525	—
法人税、住民税及び事業税	—	3,941	—
法人税等調整額	—	357	—
中間純利益	—	6,226	—

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	—	0.54	—
（イ）貸出金利回	—	—	—
（ロ）有価証券利回	—	0.59	—
(2) 資金調達原価 ②	—	12.11	—
（イ）預金等利回	—	0.35	—
（ロ）外部負債利回	—	1.00	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	—	△11.56	—

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	30.69	—
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	30.69	—
業務純益ベース	—	30.67	—
中間純利益ベース	—	16.38	—

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	—	211,745	—
預金 (平残)	—	179,431	—
貸出金 (末残)	—	—	—
貸出金 (平残)	—	—	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	—	81,632	—
法人	—	130,113	—
合計	—	211,745	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

該当ありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金		30,500
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金		30,500
	その他資本剰余金		12
	利益準備金		
	その他利益剰余金		19,151
	その他		
	自己株式（ ）		5,868
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額（ ）		
	その他有価証券の評価差損（ ）		9
	新株予約権		
	営業権相当額（ ）		
	のれん相当額（ ）		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		74,285
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
	計 (A)		74,285
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金		73
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計		73
	うち自己資本への算入額 (B)		73
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)		74,359
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		77,386
	オフ・バランス取引等項目		72
	信用リスク・アセットの額 (E)		77,459
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)		126,101
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		10,088
	計(E) + (F) (H)		203,561
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)			36.52
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)			36.49

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い業務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		115,368

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	その他	合計	従業員数 (名)	
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
コールセンター (東京)	東京都 墨田区	コール センター	-	-	115	230	-	345	44

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	非上場	
計	1,220,000	1,220,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日		1,220,000		30,500		30,500

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社セブン イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 - 8	303,639	24.89
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 - 8	196,961	16.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1	60,000	4.92
コーポレート・バリュートップ・ファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 2 - 3 - 2	55,400	4.54
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日 2 - 18 - 2	52,400	4.30
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 - 1 - 2	30,000	2.46
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町 2 - 2 - 1	30,000	2.46
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町 1 - 13 - 1 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	30,000	2.46
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田古町 48 - 1	30,000	2.46
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2 - 1 - 1	20,000	1.64
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6	20,000	1.64
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川 2 - 27 - 2	20,000	1.64
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 5	20,000	1.64
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 9 - 1	20,000	1.64
株式会社日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町 6 - 5	20,000	1.64
株式会社日立製作所 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	20,000	1.64
日本電気株式会社	東京都港区芝 5 - 7 - 1	20,000	1.64
計		948,400	77.74

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2 上記のほか、当社所有の自己株式53,500株(4.37%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 53,350		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,166,650	1,166,650	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	1,220,000		
総株主の議決権		1,166,650	

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内 1-6-1	53,350		53,350	4.37
計		53,350		53,350	4.37

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役専務執行役員 人事部長	取締役専務執行役員	若杉 正敏	平成19年10月1日
取締役常務執行役員 企画部長	取締役執行役員 企画部長	二子石 謙輔	平成19年11月2日

第5 【経理の状況】

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当半期報告書は、最初に提出するものであるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。
3. 当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。
なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。
第6期事業年度の財務諸表 みずす監査法人及びあずさ監査法人
第7期中間会計期間の中間財務諸表 あずさ監査法人
4. 当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		257,955	45.65	254,757	47.82
コールローン		87,900	15.56	94,500	17.74
有価証券	2	64,787	11.46	78,338	14.70
前払年金費用		100	0.02	84	0.02
未収収益		6,789	1.20	6,562	1.23
ATM仮払金		115,299	20.40	72,783	13.66
その他資産	2	1,218	0.22	954	0.18
有形固定資産	1	14,479	2.56	9,024	1.69
無形固定資産		14,822	2.62	13,677	2.57
繰延税金資産		1,786	0.32	2,145	0.40
貸倒引当金		73	0.01	70	0.01
資産の部合計		565,065	100.00	532,757	100.00

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		211,745	37.47	187,836	35.26
譲渡性預金		93,880	16.62	87,300	16.39
借入金		65,000	11.50	65,000	12.20
社債		75,000	13.27	75,000	14.08
ATM仮受金		31,841	5.64	19,155	3.59
その他負債		10,492	1.86	21,785	4.09
賞与引当金		235	0.04	199	0.04
役員退職慰労引当金		245	0.04	231	0.04
リース解約損失引当金		2,337	0.41	2,310	0.43
事業所移転損失引当金				87	0.02
負債の部合計		490,779	86.85	458,907	86.14
(純資産の部)					
資本金		30,500	5.40	30,500	5.72
資本剰余金		30,512	5.40	30,505	5.73
資本準備金		30,500		30,500	
その他資本剰余金		12		5	
利益剰余金		19,151	3.39	18,756	3.52
その他利益剰余金		19,151		18,756	
繰越利益剰余金		19,151		18,756	
自己株式		5,868	1.04	5,901	1.11
株主資本合計		74,295	13.15	73,861	13.86
その他有価証券評価差額金		9	0.00	11	0.00
評価・換算差額等合計		9	0.00	11	0.00
純資産の部合計		74,285	13.15	73,849	13.86
負債及び純資産の部合計		565,065	100.00	532,757	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		41,139	100.00	75,427	100.00
資金運用収益		493		422	
(うち有価証券利息配当金)		(254)		(284)	
役務取引等収益		40,416		74,875	
(うちATM受入手数料)		(39,552)		(73,124)	
その他業務収益		53		—	
その他経常収益		175		129	
経常費用		29,383	71.43	50,405	66.83
資金調達費用		1,357		1,534	
(うち預金利息)		(203)		(224)	
役務取引等費用		4,057		6,491	
(うちATM設置支払手数料)		(3,813)		(6,150)	
(うちATM支払手数料)		(135)		(158)	
その他業務費用		65		653	
営業経費	※1	23,823		41,574	
その他経常費用	※2	79		151	
経常利益		11,755	28.57	25,021	33.17
特別損失	※3	1,230	2.99	4,012	5.32
税引前中間(当期)純利益		10,525	25.58	21,009	27.85
法人税、住民税及び事業税		3,941	9.58	9,564	12.68
法人税等調整額		357	0.87	△1,223	△1.62
中間(当期)純利益		6,226	15.13	12,667	16.79

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
平成19年3月31日残高（百万円）	30,500	30,500	5	30,505	18,756	5,901	73,861
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当					5,831		5,831
中間純利益					6,226		6,226
自己株式の処分			6	6		33	39
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）							
中間会計期間中の変動額合計（百万円）			6	6	394	33	433
平成19年9月30日残高（百万円）	30,500	30,500	12	30,512	19,151	5,868	74,295

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	11	11	73,849
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			5,831
中間純利益			6,226
自己株式の処分			39
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	2	2	2
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	2	2	435
平成19年9月30日残高（百万円）	9	9	74,285

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		
平成18年3月31日残高（百万円）	61,000				6,089		67,089
事業年度中の変動額							
資本金から資本準備金への振替	30,500	30,500		30,500			
当期純利益					12,667		12,667
自己株式の取得						5,940	5,940
自己株式の処分			5	5		38	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計（百万 円）	30,500	30,500	5	30,505	12,667	5,901	6,772
平成19年3月31日残高（百万円）	30,500	30,500	5	30,505	18,756	5,901	73,861

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	8	8	67,080
事業年度中の変動額			
資本金から資本準備金への振替			
当期純利益			12,667
自己株式の取得			5,940
自己株式の処分			44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	2	2	2
事業年度中の変動額合計（百万 円）	2	2	6,769
平成19年3月31日残高（百万円）	11	11	73,849

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間	前事業年度の
		(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間 (当期) 純利益		10,525	21,009
減価償却費		4,693	5,412
貸倒引当金の純増減 (△)		2	25
リース解約損失引当金の純増減 (△)		27	2,310
事業所移転損失引当金の純増減 (△)		△87	87
資金運用収益		△493	△422
資金調達費用		1,357	1,534
有価証券関係損益 (△)		64	105
固定資産処分損益 (△)		62	77
預金の純増減 (△)		23,909	6,065
譲渡性預金の純増減 (△)		6,580	72,190
コールローン等の純増 (△) 減		6,600	△94,500
普通社債の発行・償還による純増減 (△)		—	60,000
ATM未決済資金の純増 (△) 減		△29,830	△27,332
資金運用による収入		429	418
資金調達による支出		△1,353	△1,144
その他		△75	△302
小計		22,409	45,535
法人税等の支払額		△7,641	△5,784
営業活動によるキャッシュ・フロー		14,768	39,750
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△232,146	△162,178
有価証券の償還による収入		237,500	145,500
有形固定資産の取得による支出		△7,330	△10,178
無形固定資産の取得による支出		△3,800	△5,358
投資活動によるキャッシュ・フロー		△5,777	△32,215
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金支払額		△5,831	—
自己株式の取得による支出		—	△5,940
自己株式の処分による収入		39	44
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5,792	△5,895
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		3,197	1,640
VI 現金及び現金同等物の期首残高		254,757	253,117
VII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高		257,955	254,757

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ291百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 動 産 2年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>過去勤務債務</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ当該事業年度から損益処理 数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>過去勤務債務</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ当該事業年度から損益処理 数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を引当計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。</p>
	<p>(5) リース解約損失引当金</p> <p>第2世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、第2世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。</p>	<p>(5) リース解約損失引当金</p> <p>新世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、新世代ATM入替契約等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、ATMのリース解約を起因とする損失は、リース契約の解約時に計上しておりましたが、これまでの入替実績に基づき、合理的な入替計画を策定するための手法が整備されたことを契機に、期間損益計算の一層の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的として、当事業年度から新世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額をリース解約損失引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益に影響はなく、税引前当期純利益は2,310百万円減少しており、当期純利益は1,370百万円減少しております。</p>
	—————	<p>(6) 事業所移転損失引当金</p> <p>事業所の移転に伴い将来発生する損失に備えて、原状回復費用及びその他移転関連費用等を合理的に見積もった額を「事業所移転損失引当金」として計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	—————
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
7. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
9. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は73,849百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用しております。これによる財務諸表等に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,962百万円</p> <p>※2. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券64,493百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は632百万円であります。</p> <p>3. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>15,000百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	15,000百万円	借入実行残高	—	差引額	15,000百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,456百万円</p> <p>※2. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券69,956百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は522百万円であります。</p> <p>3. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく前事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>30,000百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	30,000百万円	借入実行残高	—	差引額	30,000百万円
貸出コミットメントの総額	15,000百万円												
借入実行残高	—												
差引額	15,000百万円												
貸出コミットメントの総額	30,000百万円												
借入実行残高	—												
差引額	30,000百万円												

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>2,731百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,961百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200万円を含んでおります。</p> <p>※3. 「特別損失」は、固定資産処分損62百万円及びリース解約損失引当金繰入額1,056百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	2,731百万円	その他	1,961百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>2,021百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,391百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額250万円を含んでおります。</p> <p>※3. 「特別損失」は、固定資産処分損77百万円、リース解約損失1,396百万円及びリース解約損失引当金繰入額2,310百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	2,021百万円	その他	3,391百万円
建物・動産	2,731百万円								
その他	1,961百万円								
建物・動産	2,021百万円								
その他	3,391百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	53	—	0	53	(注)
合計	53	—	0	53	

(注) 自己株式の減少0千株は、平成19年8月3日付取締役会決議に基づく処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月 31日残高	中間会計期間中 の変動額	平成19年9月 30日残高
繰越利益剰余金	18,756百万円	394百万円	19,151百万円

II 前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	—	54	0	53	(注)
合計	—	54	0	53	

(注) 自己株式の増加54千株は、平成18年6月16日付定時株主総会決議に基づく買受けによる増加、減少0千株は、平成18年12月1日付取締役会決議に基づく処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成18年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成19年3月 31日残高
繰越利益剰余金	6,089百万円	12,667百万円	18,756百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 257,955	現金預け金勘定 254,757
現金及び現金同等物 257,955	現金及び現金同等物 254,757

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産 18,155百万円	動産 24,368百万円
その他 380百万円	その他 475百万円
合計 18,536百万円	合計 24,843百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 10,235百万円	動産 13,442百万円
その他 100百万円	その他 172百万円
合計 10,336百万円	合計 13,615百万円
中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 7,920百万円	動産 10,926百万円
その他 279百万円	その他 302百万円
合計 8,199百万円	合計 11,228百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 3,612百万円	1年内 4,499百万円
1年超 4,727百万円	1年超 6,873百万円
合計 8,339百万円	合計 11,372百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 2,221百万円	支払リース料 6,153百万円
減価償却費相当額 2,142百万円	減価償却費相当額 5,939百万円
支払利息相当額 90百万円	支払利息相当額 245百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

I 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	64,508	64,493	△15
国債	64,508	64,493	△15
合計	64,508	64,493	△15

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	294

II 前事業年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	78,213	78,194	△19	0	19
国債	78,213	78,194	△19	0	19
合計	78,213	78,194	△19	0	19

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
該当ありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	144

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	78,194	—	—	—
国債	78,194	—	—	—
合計	78,194	—	—	—

（注） 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 当中間会計期間末
該当ありません。

II 前事業年度末
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年 9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△15
その他有価証券	△15
(+) 繰延税金資産	6
その他有価証券評価差額金	△9

II 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年 3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△19
その他有価証券	△19
(+) 繰延税金資産	7
その他有価証券評価差額金	△11

(デリバティブ取引関係)

I 当中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	110	110
	合計	—	110	110

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 前事業年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することであり、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	35,000	24	24
	受取変動・支払固定	35,000	35,000	24	24
	合計	—	—	24	24

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 特例処理を適用している金利スワップ取引は上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。

II 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

(持分法損益等)

I 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。

II 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	63,674円56銭	63,317円15銭
1株当たり中間(当期)純利益	5,337円94銭	10,736円56銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益		5,337円94銭	10,736円56銭
中間(当期)純利益	百万円	6,226	12,667
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	6,226	12,667
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	1,166	1,179

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。	同 左

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書を平成19年4月11日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(2) 有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年11月2日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 井上 寅喜 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

確 認 書

平成 19 年 12 月 26 日

株式会社セブン銀行

代表取締役社長

安 齋 隆 

- 1 私は、当社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の半期報告書に記載した内容が、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「銀行法施行規則」等の関係諸法令に照らして、すべての重要な点において適正に記載されていることを確認いたしました。

- 2 私は、当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の内部管理体制が整備され、機能していることを確認いたしました。
 - ・ 各種リスクを認識・評価する機能やリスク管理手法・規程類を整備する等、適切な管理体制を整備していること。
 - ・ 財務諸表等の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
 - ・ 業務執行部門から独立した内部監査部門が、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言とともにその検証結果を経営者に報告する体制が構築されていること。
 - ・ 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

以 上

